

資料

1 用語説明

行	用語	説明
あ	アセスメント	ケアマネジメントにおけるアセスメントとは、利用者の課題を正しく知るために行われる査定のこと。残っている能力や、すでに実施されているサービス、生活環境などの評価を通じて、利用者が抱える問題点を整理し、生活を維持・向上させていくうえでのニーズを把握し、課題分析（アセスメント）を行う。
	いきかたノート [®]	いわゆる人生の終わりに備えるエンディングノートではなく、これまでの人生の振り返りや、今後の生き方について一人ひとりが自ら考え、「いきかた」やその思いを家族や友人、医療や介護で関わる人たちに伝えるきっかけとなるノート。
か	介護医療院	「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナルケア」などの医療機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた介護保険施設。
	介護付有料老人ホーム	有料老人ホームの3種類のタイプの一つ。入浴、排泄、食事の介護、食事の提供などのサービスが付いた高齢者向けの居住施設で、入居後介護が必要となっても、その有料老人ホームの介護職員などが提供する特定施設入居者生活介護を利用しながら、居室で生活を継続することが可能である。
	介護報酬	介護保険サービスを提供した事業者を支払われる「費用単価」のこと。指定居宅サービス・指定居宅介護支援・指定施設サービスなどの区分及び地域区分が設けられている。
	介護保険制度	加齢に伴い要介護状態または要支援状態に陥ることを保険事故（この制度の保険料・税金で補助する生活上の出来事）とする保険制度の総称。社会保険の一つ（他には、年金保険、医療保険、雇用保険、労災保険がある）。介護保険は、被保険者の要介護状態や要支援状態に関して必要な保険給付（サービスの利用料を保険料・税金で補助すること）を行う。
	介護予防	元気な人も支援・介護が必要な人も、生活機能の低下や重度化をできるだけ防ぎ、自分らしい生活を実現できるようにすること。具体的には、日頃から健康管理を行い、状態に合った健康づくりを行うことを指す。
	介護予防・日常生活支援総合事業	市区町村が介護予防及び日常生活支援のための施策を総合的に行うことができるよう、平成23年の介護保険制度の改正において創設された事業で、平成26年の制度改正により新たに再編成され、現在は、「介護予防・生活支援サービス事業」、「一般介護予防事業」からなっている。介護予防・生活支援サービス事業には、訪問型サービス、通所型サービス、生活支援サービス（配食サービス等）、介護予防ケアマネジメント（地域包括支援センターで行う）があり、要介護（要支援）認定で「非該当」に相当する第1号被保険者（高齢者）や要支援1・2と認定された被保険者を対象とする。介護予防訪問介護と介護予防通所介護は、それぞれ本事業の訪問型サービス、通所型サービスに移行した。

行	用語	説明
か	介護療養型医療施設（療養病床）	慢性疾患を有し、長期の療養が必要な人のために、介護職員が手厚く配置された医療機関（病床）。病状は安定していても自宅での療養生活は難しいという人が利用し、必要な医療サービス、日常生活における介護、リハビリテーションなどを受けることができる。特別養護老人ホームや介護老人保健施設に比べて、医療や介護の必要度が高い人を対象にしている。
	給付	金銭・物品などを支給する行為のこと。給付の内容は、金銭などを支給する場合もあれば、療養の給付などのように役務やサービスを提供する場合もある。金銭を支給する場合を「現金給付」、モノやサービスを提供する場合を「現物給付」という。
	給付適正化	介護保険サービスの給付内容について、その必要性、効果が適正でないと考えられるもの、また、事業者による利用者の過度な掘り起こしや不正請求など、不適正な事例による給付費の増加や、介護保険制度の健全な運営を阻害する要因を排除するために行う、保険者、国、都道府県等による介護給付の適正化に関する取組。
	ケアマネジメント	生活困難な状態になり援助を必要とする人が、迅速かつ効果的に、必要とされるすべての保健・医療・福祉サービスを受けられるように調整することを目的とした援助展開の方法。①インテーク（導入）、②アセスメント（課題分析）の実施、③ケアプラン原案の作成、④サービス担当者会議の開催、⑤ケアプランの確定と実施（ケアプランに沿ったサービス提供）、⑥モニタリング（ケアプランの実施状況の把握）、⑦評価（ケアプランの見直し）、⑧終了、からなる。利用者と社会資源の結びつけや、関係機関・施設との連携において、この手法が取り入れられている。介護保険においては、「居宅介護支援」や「介護予防支援」などで行われている。
	ケアマネジャー（介護支援専門員）	介護保険制度で、利用者の生活や介護に関する相談に応じるとともに、利用者がその心身の状況等に応じ適切なサービスを利用できるよう、市区町村、サービスを提供する事業所、施設などとの連絡調整等を行う人のこと。「介護支援専門員」は、ケアマネジャーの仕事に必要な資格の名称でもある。
	軽費老人ホーム（ケアハウス）	身寄りがない、または、家庭環境や経済状況などの理由により、家族との同居が困難な高齢者を「自治体の助成を受ける形」で、比較的 low 額な料金で入居できる福祉施設。
	権利擁護	対象となる人の権利をかばい、守ることを指す用語で、一般には、権利が侵害されている状態（あつてはならない姿）からの脱却を目指すときに使われる用語。
	高齢者虐待	家庭内や施設内での高齢者に対する虐待行為のこと。高齢者の基本的人権を侵害・蹂躪し、心や身体に深い傷を負わせるもので、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」では、身体的虐待（身体拘束を含む）、性的虐待、心理的虐待、介護や世話の放棄（ネグレクト）、経済的虐待が定義されている。

行	用語	説明
さ	在宅サービス	在宅で生活する要支援・要介護認定者に対して提供される家事、介護、食事、入浴などの介護保険法に基づくサービス。
	作業療法士 (OT)	理学療法士及び作業療法士法による国家資格を持ち、医師の指示により、身体または精神に障がいのある人に対して、手芸、工作、歌、ダンス、ゲームなどの作業療法によってリハビリテーションを行う医療専門職。
	サービス付き高齢者向け住宅	「高齢者の居住の安定確保に関する法律（高齢者住まい法）」において、介護・医療と連携し、高齢者への生活支援サービスを提供する賃貸住宅とされ、都道府県知事の登録を受けたものをいう。平成23年4月の改正により、それまでの高齢者円滑入居賃貸住宅制度を廃止し、国土交通省・厚生労働省共管の制度として創設された。居住部分の床面積25平方メートル以上、バリアフリー、状況把握サービス及び生活相談サービスの提供、賃貸借契約などの居住の安定が図られた契約などの登録基準を満たす必要がある。
	サロン	互いに支え合って暮らしていける地域づくりのため、外出の機会が少ない高齢者や、子育て中の家族など、同じ地域で暮らす住民同士が定期的に集い、交流することで、地域の「憩いの場」となることを目指す場所。
	施設サービス	介護保険法に基づく、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院に入所して受けるサービス及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護によるサービス。
	生活支援コーディネーター	高齢者の介護予防・生活支援サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、介護予防・生活支援サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす人。
	成年後見制度	認知症、知的障がいや精神障がい等により、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。具体的には、判断能力が不十分な人について契約の締結などを代わりに行う代理人などの選任や、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにする等、これらの人を不利益から守る制度。
	総合事業対象者	介護保険制度における地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防・生活支援サービス事業の対象となる人で、要介護（要支援）認定で「非該当」に相当する第1号被保険者（高齢者）。

行	用語	説明
た	団塊の世代	昭和 22 年 (1947 年) ~24 年 (1949 年) 頃の第 1 次ベビーブーム時代に生まれた世代。約 810 万人と推定され、前後の世代に比べて 2 ~ 3 割程度人口が多い。
	地域ケア会議	高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法で、具体的には、地域包括支援センターなどが主催し、以下のような機能が期待されている。① 医療、介護等の多職種が協働して高齢者の個別課題の解決を図るとともに、介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高めること、② 個別ケースの課題分析等を積み重ねることにより、地域に共通した課題を明確化すること、③ 共有された地域課題の解決に必要な資源開発や地域づくり、さらには介護保険事業計画への反映などの政策形成につなげること。
	地域支援事業	介護保険制度において、被保険者が要介護状態や要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、保険者である市区町村などが行う事業。「介護予防・日常生活支援総合事業」、「包括的支援事業」、「任意事業」からなる。
	地域包括ケアシステム	団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、また、重度の要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制として、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供するケアシステム。
	地域包括ケア「見える化」システム	都道府県・市区町村における介護保険事業（支援）計画などの策定・実行を総合的に支援するために厚生労働省が運営する情報システム。介護保険に関連する情報が一元化され、かつグラフなどを用いたみやすい形で提供されている。
	地域包括支援センター	平成 17 年の介護保険制度改正によって創設された。その事業内容は、介護予防ケアマネジメント業務を「保健師」、総合相談支援業務を「社会福祉士」、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務を「主任介護支援専門員」と、3 職種が業務を分担することになる。センターはこの 3 職種が連携して、所管地域内の居宅介護支援事業所の介護支援専門員を支援し、関係機関のネットワークづくりや住民活動をサポートすることで、地域包括ケアの実現を目指すものである。
	地域密着型サービス	認知症などで介護を必要とする高齢者が、できる限り住み慣れた地域で生活を継続できるよう、日常生活圏域の中で提供される多様で柔軟な介護サービス。保険者である市区町村が事業者指定の権限を持ち、原則としてその市区町村の住民のみが利用できる。
	チェックリスト (基本チェックリスト)	65 歳以上の人を対象に、普段の生活状況、運動器関係、食生活に関する栄養関係や歯などに関する口腔機能関係などの項目の質問があり、その結果から要介護状態等になるおそれが高い状態にあると認められる人を、事業対象者として認定する。

行	用語	説明
な	二次医療圏	高度あるいは特殊な医療を除く入院医療を主体とした一般の医療需要に対応し、医療機関相互の機能分担と連携に基づく包括的な保健医療サービスを住民に提供していくための基礎となる圏域。
	日常生活自立度	高齢者の認知症の程度を踏まえた日常生活自立度の程度を表し、日常生活でどれくらいの自立度を維持しているかという指標。その度合いによって「I」から「M」までのランクに分けられる。
	認知症サポーター	養成講座を受講することで、認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人や家族を温かく見守る応援者として、自分のできる範囲で活動する人。
	認知症初期集中支援チーム	複数の専門職が家族の訴え等により、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメントや家族支援などの初期支援を包括的・集中的（おおむね6か月）に行い、自立生活のサポートを行うチーム。
	認知症ケアパス	認知症の人の状態に応じて、利用できる支援やサービスの流れを示したもの。

行	用語	説明
は	ハイリスクアプローチ	健康リスクを抱えている人の中から、特に重度なリスクを持つ対象者を洗い出し、その人のリスクを低下させる取組方法。
	避難行動要支援者	災害時に自ら避難することが困難であるため、避難の際に特に支援を必要とする人。
	フレイル	要介護状態に至る前段階として位置づけられ、身体的脆弱性のみならず、精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性などの多面的な問題を抱えやすく、自立障がいや死亡を含む健康障がいを招きやすいハイリスクな状態を意味する。
	ポピュレーションアプローチ	対象を限定せず、集団全体として病気の予防やリスクの軽減ができるようにする取組方法。

行	用語	説明
ま	民生委員	民生委員法に基づき、厚生労働大臣が委嘱し、児童福祉法に定める児童委員も兼ねている。職務は、地域住民の生活状態の把握、要援助者の自立への相談援助・助言、社会福祉事業者または社会福祉活動者との密接な連携・活動支援、福祉事務所その他の関係行政機関の業務への協力など。
	モニタリング	ケアマネジメントにおけるモニタリングとは、利用者の状態や生活状況は刻々と変化するため、モニタリングによって当初のケアプランどおりでよいのかどうかを確認すること。ケアマネジメントの中では、最も時間を必要とするプロセスとなる。

行	用語	説明
や	有料老人ホーム	老人福祉法に基づく、老人の福祉を図るため、その心身の健康保持及び生活の安定のために必要な措置として設けられている施設。常時1人以上の老人を入所させて、介護などのサービスを提供することを目的とした施設で、老人福祉施設でないものをいう。その類型は、健康型有料老人ホーム、住宅型有料老人ホーム、介護付有料老人ホームの3種類に大きく分類される。
	養護老人ホーム	老人福祉法に基づく、心身・環境・経済上の理由により、家庭で養護を受けることが困難な高齢者を入所させて養護する施設。
	要介護者	要介護状態（加齢に伴って生じる心身の変化に起因する疾病等のため、入浴、排泄、食事など日常生活での基本的な動作において、6か月にわたり継続して常時介護が必要と見込まれる状態）にあると認定された人のこと。介護の必要の度合いに応じて、要介護1から要介護5までに区分される。
	要介護（要支援）認定	介護保険制度において、被保険者が介護を要する状態であることを保険者が認定するもの。介護保険法では、日常生活において介護を必要とする状態を意味する要介護認定と、日常生活において見守りや支援を必要とする状態を意味する要支援認定の、2種類の認定が規定されている。
	要支援者	要支援状態（加齢に伴って生じる心身の変化に起因する疾病等のため、入浴、排泄、食事など日常生活での基本的な動作において、6か月にわたり継続して日常生活を営むのに支障があると見込まれる状態）にあると認定された人のこと。支援の必要の度合いに応じて、要支援1・要支援2に区分される。

行	用語	説明
ら	理学療法士（PT）	理学療法士及び作業療法士法による国家資格を持ち、身体機能の回復を電気刺激、マッサージ、温熱その他理学的な手段で行う医療専門職。
	□□モティブシンドローム	骨や関節の病気、筋力の低下、バランス能力の低下によって転倒・骨折しやすくなることで、自立した生活ができなくなり、介護が必要となる危険性が高い状態。

2 策定の経過

開催日時	会議等	主な内容
令和4年9月30日 ～11月30日	介護予防・日常生活圏域 ニーズ調査	・要介護1～5の認定を受けていない65歳以上の高齢者170人を対象にアンケートを実施
令和4年9月30日 ～11月30日	在宅介護実態調査	・在宅の要介護認定者30人とその介護をされている方を対象にアンケートを実施
令和5年7月・10月	サービス提供事業所調査	・アンケート調査を7月、ヒアリング調査を10月に実施 ・現在のサービス提供の状況や、今後のサービス提供のあり方などについて
令和5年10月4日	第1回 玄海町高齢者対策事業 運営協議会	・玄海町第十次高齢者福祉計画及び第九期介護保険事業計画の策定について ・玄海町介護保険事業実績報告について ・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査の結果報告について
令和5年11月29日	第2回 玄海町高齢者対策事業 運営協議会	・玄海町第十次高齢者福祉計画及び第九期介護保険事業計画の素案について ・事業所アンケート調査及びヒアリング調査の結果について ・パブリックコメントの実施について
令和6年1月29日	第3回 玄海町高齢者対策事業 運営協議会	・第十次高齢者福祉計画及び第九期介護保険事業計画の最終案について ・第九期介護保険料の最終案について

3 玄海町高齢者対策事業運営協議会委員名簿

区 分	氏 名	役職・所属機関等
公益を 代表する委員	池 田 道 夫	町議会議員
	◎ 小 山 善 照	町議会議員
	松 本 栄 一	町議会議員
	西 立 也	副町長
民生委員	藤 本 昭 壽	民生委員児童委員
	柴 田 千 鳥	民生委員児童委員
	山 口 孝 司	民生委員児童委員
学識経験者	田 淵 吉 延	田淵医院 院長
	力 石 保	区長会 藤平区長
高齢者を 代表する委員	脇 山 奉 文	老人クラブ連合会 会長

◎印は会長

玄海町
第十次高齢者福祉計画及び第九期介護保険事業計画

作成年月：令和6年3月

発行者：玄海町 福祉・介護課

〒847-1421 佐賀県東松浦郡玄海町大字諸浦 348 番地

TEL：0955-52-2220 FAX：0955-52-2813